

会 長	副 会 長	庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	係 長	担 当	受 付
				岡林



2021年10月20日

一般社団法人高知県医師会
会長 岡林 弘毅 様

一般財団法人高知放送エヌ・ピー・オー高齢者支援基金
理事長 佐竹慶生

2022年度助成先の募集周知のお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、一般財団法人高知放送エヌ・ピー・オー高齢者支援基金（以下「当基金」とします。）の昨年度募集の際には、会員の皆様への周知にご協力賜りまして、誠にありがとうございました。

当基金では、来年度も引き続き、高齢者福祉に寄与する NPO 法人やそれに準ずるボランティア団体等を対象に、1 団体当たり 50 万円を上限として助成を行うこととし、2022 年度の募集期間は、2021 年 11 月 1 日から 12 月 24 日までとしています。

つきましては、当基金の助成事業を県内の高齢者又は高齢者支援を行っている方々により広く周知を図る必要があることから、今年度も貴会会員の皆様への周知や院内掲示への協力依頼、また、貴会又は郡市医師会館内での掲示にご協力をお願いしたいと考えております。

本状とともに、助成事業のチラシと助成支援プログラムをお送りしますので、ご検討いただきますよう、よろしくご願ひいたします。また、趣旨にご賛同いただける場合は、郵送又は電子メールによる送信その他の周知方法について協議させていただければ幸いです。

【連絡先】

高知放送総務部

（高知放送NPO高齢者支援基金事務局）

担当：川内 詩

電話：088-825-4204

e-mail：uta@rkc-kochi.co.jp

高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金

助成先募集中

高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金では、
令和4年度の助成先を募集しています

<対象>

高齢者福祉を目的とした社会貢献活動等を行う
特定非営利活動法人（NPO法人）または
ボランティア団体

<対象事業>

- ・高齢者の生活支援活動
- ・ボランティア活動
- ・文化活動
- ・創作・生産活動
- ・地域の支え合いのしくみづくり など

※営利目的、行政等の委託事業等は対象外

<対象経費>

諸謝金（外部講師に限る）、旅費交通費、備品購入費、
印刷製本費、新型コロナウイルス対策費等

※人件費、光熱水費等の経常的な経費は対象外

応募期間は 11月1日～12月24日(必着)

お問い合わせは

高知県ボランティア・NPOセンター **088-850-9100**

**「一般財団法人 高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金」
助成支援プログラム**

令和4年度

1. 目的

一般財団法人高知放送エヌ・ピー・オー・高齢者支援基金（以下「支援基金」という。）助成支援プログラムは、高齢者福祉を目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）、及びこれに類するボランティア団体等の諸活動を助成支援することにより、高齢者福祉の推進及び高齢者の社会貢献活動の活性化を図ることを目的とします。

2. 対象者

高知県内を拠点に、高齢者福祉を目的とした社会貢献活動等を継続的に行う特定非営利活動法人（NPO法人）、及びこれに類するボランティア団体等

3. 対象事業

高齢者福祉の推進及び高齢者の社会貢献活動の活性化を図ることを目的とした次に掲げる活動で、広く地域に還元されるものを対象とします。

- ①高齢者の生活支援活動（家事援助・介助、配食、移送等）
- ②ボランティア活動（清掃活動、美化活動、レクリエーション活動、子育て支援、子どもの貧困対策等）
- ③文化活動（音楽、芸能、歴史活動、伝承活動等）
- ④創作・生産活動（陶芸、手芸、木工、健康農園等）
- ⑤地域の支え合いのしくみづくり（災害時の高齢者の避難対策や近隣のコミュニティ活動など）
- ⑥その他地域の特色を生かした活動で、高齢者福祉の推進及び高齢者の社会貢献活動の活性化を目的としたもの

ただし、次に掲げるものは助成対象としません。

- ①他の助成制度・補助制度等による資金援助が決定している事業
- ②宗教的・政治的宣伝意図を有するもの
- ③営利を目的としたもの
- ④介護保険法及び障害者総合支援法などの法定サービスの事業
- ⑤行政等の委託事業
- ⑥前年度に本助成支援プログラムにより助成した団体

4. 対象経費

事業を実施するために必要な次の経費とし、経常的な経費（人件費、光熱水費等）は対象としません。

諸謝金（外部講師に限る）、旅費交通費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、賃借料、その他必要と認められる経費（新型コロナウイルス対策費も対象となります）

5. 対象事業の実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

6. 助成金額

1団体あたり上限50万円とし、総額300万円以内の範囲で助成します。

なお、助成金額以内の申請であっても、選考の結果、申請金額を減額のうえ決定する場合があります。

7. 募集期間

令和3年11月1日（月）～令和3年12月24日（金）必着

8. 助成金の申請

助成金を希望する団体は別記第1号様式により、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に申請してください。

なお、申請内容について問い合わせや、追加資料の提出をお願いする場合があります。

9. 助成金交付団体及び助成金交付金額の決定

県社協による申請書の審査を経て、支援基金理事会において助成金交付団体及び助成金交付金額を決定します。（3月下旬を予定）

支援基金理事会における選考結果は、県社協会長から申請団体に通知します。

10. 助成金の交付

助成金の交付は、金融機関を通じて指定口座に振込みます。

なお、助成金の贈呈式を4月下旬に高知市内で行う予定です。

11. 実施報告の義務

助成金の交付を受けた団体は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、別記第2号様式による実施報告書を、使用した経費の領収書（コピー可）を添付のうえ県社協に提出していただきます。

12. 助成金の返還

次の場合には、交付決定の取り消し及び助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

①助成金を使用した額が助成金の交付決定額に満たなかった場合

②助成事業の実施が困難となったとき

③その他、申請、実施報告の内容に虚偽があるなど、支援基金理事長が助成金の返還が必要と判断したとき。

13. その他

助成先団体に対し、テレビ、ラジオ、新聞等で取材・報道をする場合があります。